

陳情



陳情第729号

子どもの貧困対策にとりくみ、よりよい教育環境整備を求める陳情



陳情第730号

学校における「集団フッ化物洗口導入」に反対する陳情



陳情第731号

「30人以下学級」早期完全実現と学習・特別支援員の増員に関する陳情



陳情第733号

「幼稚園・就学前教育」義務教育化・無償化に関する陳情



陳情第740号

平成29年度福祉政策及び予算の充実について(要請)



陳情第741号

子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書

【請願(せいがん)】

請願は、誰でも自由にできる権利です。住民が議会に対して、一定の希望条件を述べることで、国民の基本的な権利あり、憲法上(第16条)も保障された権利です。また、地方議会においては、地方自治法(第124条・125条)及び各議会の会議規則に規定されています。請願書を提出する場合は、議員の紹介が必要になります。

《請願の流れ》

請願書の提出→所管常任委員会に審議を付託→その結果を本会議に報告→議会として採択・不採択を決定する。

【陳情(ちんじょう)その他】

請願書と同じく住民の要望・希望であり、要望書・要請書・嘆願書等の名称で、提出されたものを総称として、陳情書と言います。請願との大きな違いは、法的な保護を受けない非公式な行為を含む、より広い概念として理解してください。議員の紹介も必要ありません。

西原町

初の請願

請願第1号

県道浦添西原線道路整備事業の一部変更請願書

一部採択

= 請願内容 =

1. 既存の生活道路を現状の通りの車道及び歩道を確定する。
2. 幹線道路が住宅地を経由する区間は、地下構造の開削トンネル工法の採用を要望する。
3. 環境アセスメント調査の実施及び報告。

= 請願の理由 =

沖縄県が整備計画をしている県道浦添西原線道路整備事業に伴い、本町の坂田自治会では、臨時総会を開き以下の事柄を決議しました。

- ①「計画道路へのアクセスが複雑であり、坂田小学校への通学路や通勤道路については、現状通り道路を確保してほしい。」
- ②「計画道路は、現地盤高さより7～8m掘り下げられる為、同自治会のA地区9世帯が完全に分離されてしまう。分断されない工法で、工事を行ってほしい。」
- ③「現在この9世帯は、地盤の沈下が見られるため、掘削作業に伴い予想される。地盤沈下対策を行ってほしい。」

本請願は、平成28年12月9日の本会議で建設産業常任委員会(大城誠一委員長)に付託されたことから、建設産業常任委員会では、坂田自治会(字翁長468番地在、自治会長：石原守)及び紹介議員である西原町議会議員の宮里芳男氏を招聘して、説明を受けた後に慎重に審議しました。



審査の結果は「一部採択」

請願内容の項目1と2は、沖縄県の事業であることから、建設産業常任委員会の対象外であります。項目3の環境アセスメント調査の実施及び報告は、町道1号線の歩道に亀裂が生じていること等から、西原町としては、この区域が急傾斜地崩壊危険区域に指定できるのかを調査する必要があるとの意見があり、建設産業常任委員会では「一部採択」としました。本会議でも、建設産業常任委員長からの報告のとおり「一部採択」としました。

*現在、急傾斜地崩壊危険区域に指定できるのかを調査する為の予算を12月補正予算で組んでおり、その資料作成作業業務を本年度補正で予定しています。